

第1回 新中間処理施設整備検討有識者会議 (開催概要)

1 開催日時 平成30年8月17日(金) 13時30分～

2 開催場所 くりりんセンター2階 研修室

3 出席者

(1) 委員

辻委員、東條委員、濱田委員、吉田委員

(2) 事務局

くりりんセンター

4 開会

(事務局)

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから第1回新中間処理施設整備検討有識者会議を開催いたします。

私、本日の進行役を務めます、くりりんセンター所長の太野と申します。どうぞよろしく願います。

それでは、開催にあたりまして副組合長の安達からご挨拶申し上げます。

(事務局)

十勝圏複合事務組合 副組合長の安達でございます。この場をお借りいたしまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様方には、ご多忙中のところ、新中間処理施設整備検討有識者会議の委員をお引き受けいただきまして、お礼を申し上げます。

本日が初めての開催でございますので、会議の主旨について、簡単に述べさせていただきます。

当組合では、平成39年度の供用開始を目標といたしまして、新たな中間処理施設の整備に向けた取り組みを進めてございまして、今年度は、施設整備に係る技術的な検討を行うこととしております。

特に、ごみ処理方式につきましては、高度な専門的技術が必要となりますので、皆様の専門的な知識や経験からのご助言をいただきながら、選定に向けた検討・協議を進めてまいりたいと思っております。

このほか、建設候補地の選定の考え方や、環境保全に対する目標の設定などにつきましても、皆様のアドバイスをいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

有識者会議につきましては、本日を皮切りに、来年の7月まで6回程度開催し、来年11月には基本構想を取りまとめまして、私どもの組合議会に報告してまいりたいと考えております。

現状の中間処理施設でありますくりりんセンターにつきまして申し上げますと、平成8年10月に供用を開始いたしまして、平成23年度から5年をかけまして施設の延命化工事を実施してございます。

また、平成23年から平成37年度までの15年間の長期包括的業務委託契約を締結し、30年間の運転管理を予定しているところでございます。

このほかの詳細なごみ処理の現状や施設整備の考え方などにつきましては、後ほど、改めて事務局の方からご説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局から委員の皆様をご紹介します。

(省略)

つぎに、本日の資料の確認をさせていただきます。

上から順に会議次第と次第にあります、配付資料1-1から資料7を綴じたもののほか、出席者名簿と座席表を配付させていただいております。

また、参考資料として、当組合のごみ処理基本計画と、平成29年2月の中間処理施設整備検討報告書及び平成30年2月の新中間処理施設整備検討会議の報告書を冊子にしたものを添えております。

資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、資料1-1から3まで、本会議の運営、会議規約及び施設整備に係る事業工程(案)を、ご説明いたします。

お手元の資料1-1をご覧ください。

本会議は、新たな中間処理施設整備に向けた、基本構想の策定にあたり、有識者の皆様から、専門的な意見や助言をいただくことを目的として、設置するものです。

会議の規約は、お手元の資料1-2のとおりです。

協議いただく項目は、「処理方式」をはじめ「建設候補地の選定」、「環境保全目標」、「施設整備」、「事業手法」など5項目を予定しております。

会議は、本年度と来年度の2ヵ年の開催を予定しており、今年度は、本日より9月、12月、来年1月の4回、来年度は、5月、7月の2回、計6回を見込んでおります。

今年度は主に処理方式を、次年度は建設候補地や環境保全目標などを中心に検討してまいりたいと考えております。

なお、協議の経過によっては、開催の回数が増えるなど、予定が変わることもございます。お含みおきのほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

他市の事例などを基に構成市町村との新中間処理施設整備検討会議(以降は検討会議とさせていただきます。)での議論を踏まえて、当組合が作成した新施設稼働までの事業工程(案)です。

平成39年度の供用開始を目指しているものです。

有識者の皆様からいただいたご意見やご助言を、検討会議に活かしながら、平成31年度の基

本構想の策定に向け、取組みを進めてまいります。

説明は以上でございます。

ただいまの説明に関して、ご意見、質問等がございますか。

続きまして、座長の選出について、説明申し上げます。

本日は、第1回会議のため、座長を選出させていただきたいと思っております。座長につきましては、規約によりまして委員の互選で選出することとなっております。

選出方法はいかがいたしましょうか。

(D 委員)

事務局案があれば、ご提示お願いします。

(事務局)

事務局案とのご発言がありましたので、座長には、A 委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員から異議なしの声)

それでは、これ以降の議事は A 座長にお願いいたします。お手数ですが、正面の座長席へご移動をお願いいたします。

ご挨拶をお願いいたします。

(A 委員)

ただいま座長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

本会議には、廃棄物処理に関する見識をお持ちのそうそうたるメンバーが参加しておりますが、地元を代表いたしまして、皆様のご意見を引き出し、まとめるとともに、会議の円滑かつ厳正な運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に職務代理者の選任についてお伺いします。

会議規約第3条第3項に「座長に事故又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。」となっておりますので、職務代理者には、B 委員にお願いしたいと思います。

それでは、B 職務代理者から一言ご挨拶をお願いします。

(B 委員)

職務代理者を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

この会議にあたり、検討報告書を拝見しましたところ非常に丁寧で丹念な検討をされて、方向性はできていると思っております。私達としましては、この検討会での方向性を十分に踏まえて、科学的な知見からバックアップできると考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

5 議事

報告事項（１）ごみ処理の現況

報告事項（２）今後のごみ処理量の変動要素

（座長）

それでは、議事に入ります。

報告事項（１）ごみ処理の現況、（２）今後のごみ処理量の変動要素について、一括して事務局から説明をお願いします。

（事務局）

（１）ごみ処理の現況、（２）今後のごみ処理量の変動要素について、一括してご説明いたします。

資料２をご覧ください。

ごみ処理の現況からご説明します。

「１．現施設の規模」でございますが、焼却処理施設、大型・不燃ごみ処理施設、廃棄物発電施設に大別され、焼却処理施設の処理能力は１日当たり３３０トンで、炉型式は、全連続燃焼式ストーカ炉です。

焼却条件は、焼却残渣の熱灼減量５％以下、焼却温度８００℃から９５０℃で、設計ごみ質の基準は、１キログラム当たり８．８メガジュールとなっております。

大型・不燃ごみ処理施設の５時間当たりの処理能力は１１０トンで、破碎能力が８０トン、プラスチック減容圧縮能力が３０トンとなっております。

破碎機の型式は、一次破碎機が低速横型二軸回転式（４００ミリ以下）、二次破碎機が堅型高速回転式（１５０ミリ以下）を採用しております。

廃棄物発電施設の発電規模は、汽力発電いわゆる蒸気発電が７，０００キロワット、ガスタービン発電が１，６００キロワットの計８，６００キロワットとなります。

総発電量は年間約３，０００万キロワットで、施設の運転のほか、場内の冷暖房やロードヒーティングなどに４０％（約１，２００万キロワット）程度を利用しており、残りの６０％（約１，８００万キロワット）を売電としています。

「２．構成市町村人口と中間処理量の推移」でございますが、現在、くりりんセンターで共同処理を行っている１市６町２村について、人口推移と中間処理量を平成２９年度までは実績値、平成３０年度から３７年度までは、当組合の「ごみ処理基本計画」での推計値、平成３８年度以降は、平成３３年度から３７年度までの平均減少率を用いて、推計いたしました。

昨年度の人口は、２７万９千９１人ですが、平成４５年度には、２６万２千５９２人まで減少する見通しであり、下図のグラフのとおり、減少傾向にあると考えております。

次に、中間処理量の実績と推移について、資料２の２枚目をご覧ください。

昨年度の焼却処理は、６万７千２５２トン、破碎処理は、１万１千７０８トンとなりましたが、平成４５年度には、焼却処理５万５千６８トン、破碎処理１万９８トンとなり、下図のグラフのとおり、緩やかに減少していくものと考えております。

「３．くりりんセンターの搬入・搬出車両台数」でございますが、搬入車両の総計は、毎年１０万台前後の横ばいで推移しております。

当施設の特徴としては、約半数を一般住民の方の直接搬入車両が占めることにあります。資料に記載はございませんが、近年、ゴールデンウィーク（４／２８～５／６の７日間）や年末（１２／２６～３１の５日間）等は直接搬入車両が増加しており、特にゴールデンウィーク中の搬入台数は、日平均２９０～３９０台前後で推移しており、平日（１３０～２５０台）と比較しますと２倍以上の搬入になります。

次に搬出車両ですが、上段が焼却残渣等を最終処分場へ搬出した車両の台数、下段が有価物（鉄、アルミ、紙類、被覆銅線）を搬出した車両の台数になります。

例年、焼却残渣等の搬出した車両は１，６００台程度、有価物の搬出した車両は１４０台程度で推移しております。

続きまして、資料２の３枚目をご覧ください。

「４．くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務の範囲」の図は、当組合が共同処理行っている構成市町村等が搬入するごみの流れをご理解いただきたくお示ししたものです。

なお、くりりんセンターと最終処分場うめ～センター美加登は平成２３年度から平成３７年度まで長期包括的運転維持管理業務委託により、荏原環境プラントが当事業のために設立した「とからEサービス（特別目的会社）」が運転・維持管理を担っております。

続きまして、資料３をご覧ください。

今後のごみ処理量の変動要素について、ご説明します。

この表は、中間処理量を焼却処理と破碎処理に分けて推計したものです。

上段の数値は、現在の９市町村に来年度から共同処理に加入する４町（清水町、本別町、足寄町、陸別町）を加えた１３市町村の推計値です。

新施設では、新たな町が加入することが見込まれるため、参考として十勝管内１９市町村の中間処理量の推計値を下段に記載いたしました。

なお、未加入町については、今年度末を目処に新施設での共同処理への参加意向の有無を示していただく予定です。

次に、汚泥の混焼についてです。

１市３町（帯広市、音更町、芽室町、幕別町）で発生する下水汚泥と十勝管内で発生するし尿、浄化槽汚泥は、十勝川流域下水道浄化センターにおいて乾燥汚泥に、１市３町以外のは、脱水汚泥として堆肥化し、いずれも農地に還元していることから、現在、焼却処理を行っておりません。

過去に農地還元の代替案として、下水道部局から汚泥混焼の相談を受けた経過があるため、新施設において、変動要素となり得るものとして考えております。

他都市の施設で汚泥混焼を行っている事例があることから、処理方式別の導入事例を記載させていただきました。

今後、構成市町村による検討会議において、検討の上、皆様に報告したいと考えております。

資料３の２枚目、「３．廃プラスチックの混焼」をご覧ください。

現在、大型・不燃ごみ処理施設から発生する廃プラスチック及びリサイクル施設で発生する資源とならないもの、いわゆる残渣物については、最終処分場で埋め立て処理しており、大型・不燃ごみ処理施設とリサイクル施設からの排出量を合わせて、例年およそ１，０００トンから１，

500トンの廃プラスチックを処理しています。

国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、廃プラスチックの処理について、「まず排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である」としておりますことから、新中間処理施設整備においては、可能な限りリサイクルし、それでもリサイクルできないものについては、現時点で近隣にリサイクル施設がないことや輸送コスト等を考慮し、熱回収することが望ましいと考えております。

廃プラスチックの混焼についても、汚泥の混焼と同じく、検討会議で協議・検討のうえ、皆様に報告いたします。

ご説明は以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうからご報告がありました。今の件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(D 委員)

一つは、原単位の評価、実績は出されていますか。行政の立場から見ると、ごみ処理計画に人口推計があるのが良くわからない。通常は各自治体の計画等の人口推計値を使います。

二つ目は、原単位を把握しなくてはならない。原単位が変化しているなら原因を考えなくてはならない。何も原因がないのなら原単位が落ちることは通常ないと考えべきです。

各自治体の人口と原単位の推移を見ると、原単位の推移が落ちていないのに人口減だけで落ちている。人口減がごみ処理計画の数値だけなので、他の施策の別の人口を使うと齟齬が生じるので検証すると思います。

技術を検討するために規模等を入れていますが、最終的には基本計画の中で作るべき施設の内容と規模を決めなければならなくなるので、その基礎資料になるものだろうと思うので、それは是非やられたほうが良いと思います。

それから、資料2の3ページ目の大型不燃ごみ処理施設から出てくる固化プラスチックというのが、先程ご説明のあった埋立てしているプラスチックを燃やすことを検討されているのか。それから、圧縮物というのがありますが、これは何でしょうか。処分場の負荷を減らしたいというのであれば、処分場に入れる前に燃えるものが含まれていれば燃やすことが減量という意味では手っ取り早いと思いますが、それに該当するものなのか知りたい。

(事務局)

人口推計と原単位についてですが、組合組織で現状9市町村の自治体の共同処理を行っているため、それぞれ人口の推計の仕方が異なる可能性があります。いくつかの推計値を同じ自治体の中でも使い分けている部分があります。

帯広市の例を挙げると総合戦略の人口ビジョンの人口推計とごみ処理基本計画を作った時の人

口推計とでは考え方が違っています。総合戦略においては、定住、移住の促進などを含めて施策的なものを織り込んで人口減少を食い止めるという意思の表れがあります。帯広市の場合、総合戦略を策定する以前にごみ処理計画のほうからスタートしていたので、実態をある程度、厳密に予測して、かなり厳し目の数字で人口推計を立てています。

共同処理をする市町村については、統一した人口推計の考え方をもったうえで、現状の原単位を掛け合わせて廃棄物の推計値を出してもらわないとバラバラな考え方で集まってきたごみ処理量を単純に組合として合算し、施設規模を作っていくことになってしまいます。

どのような形でごみ処理量を推計するか、基本は人口推計であり、原単位と考えております。原単位については、特別な施策があって、現状よりさらに減る見込みが具体的にあるのなら当然織り込みますが、なければ基本的にはその数値が基準になると思います。

資料2の3枚目、固化プラスチックは、カーペット、マットなど不燃物としているものを圧縮したものです。圧縮物については最終処分場に埋め立て処理をしています。

(D 委員)

これもできれば可燃に回したい。絨毯は裁断すれば燃やせます。

(事務局)

基本的に埋立ては最終手段と考えています。リサイクルできる手法がなければサーマルリサイクルができないのかと考えていきたいと思ってきました。カーペット等は当然サーマルリサイクルを視野に入れて考えています。

(D 委員)

基本構想ですので、処分場の負荷を減らし、リサイクルをするという意味で新たなターゲットとするべきものがあるのなら量を提示していただきたい。

人口推計や原単位の考え方は、この場で議論をするという意味でしょうか。

私の認識として、コーホート分析は、日本の人口ではかなり当たっています。ごみ処理の推計をトレンドで引っ張るのは、コーホート分析がなければしょうがないことと思います。

基本はその町の数字で出すべきだと思います。人口を伸ばす施策を入れ込んだ中でごみ処理の中で人口推計をする。

ごみ処理施設の能力には幅があり、ごみ量予測にも幅がある中で、安全性をどう担保していくのが問題だと思います。今回作る施設はどこまで耐えられるか、いろいろな推計を使ったごみ量を出し、振れ幅をどれくらいカバーできるのか、できない場合どれくらいリスクがあるのかを把握すべきだと思います。

外に出すのは1個の数字でいいと思います。

(事務局)

人口推計に基づいたごみの推計値は、コンサルに知恵を借りながら作業を進めようと思います。

一方で各自治体にその作業をさせる際、帯広市では総合計画で今より多い人口17万人を目標値としていますが、リスクを負わないぎりぎりの施設規模で作る、基本的に人口が減れば排出量

も減るという前提で作業を進めようと思います。

布団等の圧縮物は、平成29年度の実績では350t程度です。

(座長)

よろしいでしょうか。

人口推計の値については、次回までに調べて各委員さんへ報告をお願いしたいと思います。

その他、ございませんでしょうか。

(C委員)

資料3の将来推計では、13市町村に管内のその他の町村を加えると10%くらい増える。施設の規模を決めるにあたり、稼働の平成39年度がターゲットになる。

それぞれの収集の仕方が違うと思うので、廃プラを焼却に回すとか、廃プラを資源に回すと可燃物の中のプラが減り焼却量が減る。環境省では、できるだけ焼却してエネルギー回収をするよにとのことですので、市民に対して方針を示さなければならないと思います。

全体として出てきている数字が、それぞれの自治体がやっている状態で推計されているのか、今出されている数字がどのように出されているのか。

方針が変わって廃プラはどんどん焼却することになった場合は内容の変わることになる。

どのように出されているのかご説明いただきたい。

(事務局)

資料3の表の下に※印で書いておりますが、中間処理量については、「29年の実績より一人当たりの年間排出量を焼却処理0.24t、破碎処理0.04tと想定し、平成25年度から平成29年度までの人口推移を基に推計した人口に乗じて算出した推計値です。」と明示させていただいております。

(C委員)

どこの施設もカーペットなどを焼却するために、破碎施設を建設していろいろなものを破碎できるような施設にしています。コストをかけて焼却をして埋立量を減らす。

現在の各自治体では、破碎ができずに大型ごみは不燃物として埋め立てされています。中間処理のラインには乗らないのでこの部分が増える。管内市町村が一律で燃やせるごみを可燃ごみにまわす。そのための破碎施設を整備する。その考え方により、焼却量が増え、変動要素になる可能性がある。

破碎施設の能力により燃やせるごみを増やすことができるので検討課題に入れていただきたい。

(座長)

これも検討課題となりますのでよろしくお願いします。

(B委員)

これから検討するうえで、情報として知りたいことが3点あります。

1つ目は、資料2の2ページ目の「3. 搬入・搬出車両台数」の表ですが、車両台数ではなく各搬入もしくは搬出の量の表を示していただきたい。

2点目は、先程のD委員の話と関連しますが資料2の3ページのフロー図ですが、それぞれどれくらいの量が流れているか知りたいので、単年度で構いませんので量が入ったフローを示していただけると非常に参考になると思います。

3点目は資料3の1ページの汚泥ですが、汚泥を混焼する可能性があることを前提で議論を進めるということでしょうか。

(事務局)

車両の量とフロー図につきましては、次回お示しいたします。

汚泥の混焼につきましては、現状では燃やしていませんが、燃やす側としての構成市町村の意向を聞かない限り判断できませんので、組合としては燃やさず、全量農地還元が望ましいと考えていますが、構成市町村の確認を取ったうえでご報告させていきたいと考えています。

(D委員)

今日の資料にはないのですが、災害廃棄物についてどう考えるかを書かざるを得ないと思います。この施設に機能として期待するのかどうか。災害廃棄物処理基本計画を作るのであれば必要になる。

(B委員)

確かに、被害想定に基づいて処理の方向性を検討していたと思います。被害想定に基づいて、そのうち何%をここで処理するのかを組み込む必要があります。

(事務局)

具体的にどのような書き込みをしていくかは、まだ決まっていません。国の考え方として災害対応、災害対策を求めてきていますので、ノータッチでいくということはありませんと事務局としては考えています。基本構想の書き込みの中で、そこは少し知恵を絞っていきます。

今、帯広市と芽室町が災害廃棄物の対策の計画を作っている途上にあり、情報をいただいて組合として処理をどのように受け止めていくか検討し、入れ込んでいきたいと思っています。

(C委員)

D委員に質問ですが、例えば、数字として廃棄物300tのうちプラス10%で30tを災害廃棄物として受け入れると明記して書くものなのでしょうか。

(D委員)

少なくとも施設の運転までを任せるときに、通常出るごみはこれくらい、災害時はここまで面倒見てくださいというのを委託業者に頼まなければならないので書きます。

いろいろな自治体があり、運転日数280日というのは許容値で拡大も縮小もできる数字なので、災害廃棄物は稼働日数で稼ぐと言い切る自治体もあります。ですので、280日でなく30

0日、処理能力を1割上げるのではなく、稼働日を増やし、最終的には災害廃棄物処理計画を満足する処理能力を施設に持たせるという考えのところもあります。

ごみ処理施設に期待する機能と、その機能をベースに処理能力を決めるときの考え方なので自治体それぞれの考え方があっていいと思います。

ただし、ごみ量推計の確かさとか不安定要素がどれくらいあるのか、どれだけ人口推計にオンさせているのか外部の人間にはわからないので、それぞれの自治体がつかんでいる感触も大きいと思います。そこを加味した中で災害廃棄物があるのだろうと思っています。数字を規模にオンするのかどうするのかは別の判断がある。

(C 委員)

災害廃棄物処理計画は地域で立てているのでかなり大雑把な数字だと思いますが、それぞれの自治体で数字が出たならそれを施設の設計に盛り込むという順番でよろしいですか。こちらの受け入れ量が何%なので、災害廃棄物処理計画を規定するという考え方もある。

災害廃棄物処理計画を立てて出てきた数字の何割は焼却施設に受け入れてもらうという計画が先なのか、それとも施設の設計が先で300tプラス10%の30t、例えば稼働日数を上げて60tまでしかだめだとか。

(事務局)

そこまで踏み込んだ検討は行っていません。

(D 委員)

災害対応等の焼却施設にしないと2分の1の交付金が受けられない。それをするためには災害廃棄物処理計画が策定されていることが前提です。手順は災害廃棄物処理計画があり、それに対して今回作る施設で薬品の貯蔵や非常用発電機を設けることは必須条件になります。

(事務局)

事務局としては、災害廃棄物の計画があって、それを織り込んで2分の1交付金を受けることを目標にすることを話しています。まずは先駆的に帯広市と芽室町が計画策定中なので、他の町村にも波及させて構成町村すべてが策定できればと思います。

環境省と話した中では、構成市町村全部がまだ策定しきれていなくても中心市や施設が設置される自治体で持っていれば計画申請時はそれでも良く、最終的には全部作るようお話しされました。まずはそこを参考に織り込んだ計画にしていくのか、具体的なことはこれから検討していかなければならないと考えています。

稼働当初は運転日数、年を経るごとに人口減でカバーし、配分を決めていくとか、他都市でそのような事例があるかもしれませんので、調査、確認し、量の考え方について今後お答えできるようなものがあれば提示させていただきたいと思っています。

(D 委員)

最初から運転日数で見ている自治体もあります。280日で作らなければならないということ

ではなく標準的な数字がでていただけだと思います。将来減っていくのに最初から280日で考える必要はなく、3年か5年頑張れば減っていくからいいという自治体もあります。

(座長)

いずれにしても、この変動予想ではまだ足りない、それも含めて事務局で作っていただきたい。よろしくをお願いします。

それでは報告事項(1)、(2)については、これで終わります。

続きまして、報告事項(3)「新中間処理施設整備に係るこれまでの経過について」、事務局から説明をお願いします。

報告事項(3) 新中間処理施設整備に係るこれまでの経過

(事務局)

資料4をご覧ください。

新中間処理施設整備に係るこれまでの経過について、ご説明します。

「1. ごみ処理基本計画の改訂」です。

国の廃棄物処理法施行規則や、廃棄物処理施設整備計画の改訂、また、北海道の廃棄物処理計画の改訂を背景に、構成市町村のごみ処理基本計画との整合を図るとともに、未加入町のごみ共同処理への参加意向を踏まえ、今後のごみ共同処理の適正化のため、また、くりりんセンターとうめ〜センターの長期包括的運転維持管理業務の事業期間が、平成37年度で満了することから、今後の施設整備の方向性を整理するため、平成28年2月に計画の改訂を行いました。

ごみ処理施設等の整備に係る検討内容といたしましては、中間処理施設について施設診断を経て、基幹改修や施設更新などについてライフサイクルコスト等の把握を行うとともに、時代に適応した機能を有する施設のあり方など総合的に検討し、整備方針を策定すること、及び、新施設の設置場所について、構成市町村から施設までの距離、更にはごみ排出量が多い自治体から施設までの距離の考え方のほか、既存リサイクル施設との位置関係も重要であり、現在の施設周辺一帯が優位性を有するものと考えられ、今後の具体化に向けては検討が必要である旨を記載しております。

「2. 今後の一般廃棄物中間処理施設の整備方針の決定」です。

平成28年度にコンサルタントに委託し、現施設の健全度を確認の上、施設の再延命化と更新(建て替え)の両面から、ライフサイクルコストや施設機能等を比較検討しております。

その結果をもとに、ごみ処理を安全に・安定して・持続的に行うためには、長期包括的運転維持管理業務が終了する平成38年度以降は、新しい施設を整備し、新たな機能を備えた新施設でごみ処理を行っていくことが望ましいという結論に至り、平成38年度以降は、新施設でごみ処理を行うという組合の方針を決定いたしました。

「3. 昨年度の新中間処理施設整備検討会議の検討結果(概要)」です。

新たな施設整備に向けた本格的な検討に先立ち、構成市町村と共通認識に立って、ごみ処理システム全体のあり方を踏まえた検討を行うため、平成29年度から新中間処理施設整備検討会議を開催しております。

昨年度の協議において処理方式、建設候補地、環境規制、事業方式などについて、検討の視点

を整理いたしました。

最初に処理方式につきましては、3Rの推進や廃プラスチックからのエネルギー回収といった視点に加え、収集運搬から最終処分を含めたトータルコストや二酸化炭素排出量の削減などとのバランスも踏まえた検討をすすめることとしております。

建設候補地につきましては、処理方式や施設機能なども踏まえ、評価項目を詳細に設定し検討を進め、2つの地区から建設候補地を選定することとしております。

環境規制につきましては、建設候補地の周辺環境などを総合的に勘案し、環境負荷の低減を含め、構成市町村の財政負担や費用対効果、また他自治体の動向等を踏まえて自主基準の必要性も含めて検討することとしております。

最後に事業方式につきましては、他自治体の事例や循環型社会形成推進交付金及び起債の活用を総合的に勘案の上、DBO方式とBTO方式に重点を置いて検討を進めることとしております。

なお、ごみ処理基本計画、一般廃棄物中間処理施設整備検討業務での報告書、昨年度の新中間処理施設整備検討会議報告書につきまして、お手元に冊子にして配付させていただいておりますので、後ほどご確認ください。

ご説明は以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうからご報告がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見などございますか。

よろしいでしょうか。

それでは報告事項(3)については、これで終わります。続きまして、協議事項(1)「処理方式選定のための基準について」を、事務局からご説明をお願いします。

協議事項(1) 処理方式選定のための基準について

(事務局)

資料5-1をご覧ください。

処理方式選定のための基準について、ご説明します。

1. 処理方式の検討にあたり、供用開始目標年次としております平成39年度の想定規模は、現在の構成市町村1市6町2村に平成31年度以降加入予定町を加え、焼却施設の処理能力を1日230から260トン、大型・不燃ごみ処理施設の処理能力を1日5時間稼働として、40から50トンになるものと想定しておりますが、今後、先にご説明した変動要素も踏まえ、詳細な調査を行った内容を委員の皆様へ報告させていただき、助言をいただきながら施設規模を決めていきたいと考えております。

次に想定される処理方式についてですが、焼却では、ストーカ式、流動床式、ガス化溶融シャフト炉式、ガス化溶融流動床式、ガス化溶融キルン式、焼却以外では、メタン発酵、堆肥化、固形燃料化、炭化、そして、コンバインド方式では、焼却とメタン発酵の組み合わせを想定しております。

本日の会議で、この処理方式の中から、当組合が検討から除外する処理方式の理由等をご説明

し、今後検討していく処理方式について、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

はじめに、今後の検討から除外する処理方式と理由をご説明いたします。

除外する方式としては、ガス化溶融キルン式、メタン発酵、堆肥化、固形燃料化、炭化の5方式です。

資料5-2をご覧ください。

まず、ガス化溶融キルン式についてですが、この方式は近年の新規採用実績がないことに加え、稼働施設においてトラブルの発生が報告されており、安定稼働の信頼性が低いものと考えております。

また、建設できるプラントメーカーが限られており、すでに新規建設事業から撤退しているメーカーが多いというのが実情です。

メタン発酵につきましては、処理できるのが生ごみ、紙類などに限られるため、それ以外の燃やすごみについては、別に中間処理施設が必要になり、発酵残渣を堆肥化する処理方法の確立、利用期間以外の貯蔵等の確保などの課題があります。なお、環境政策として焼却と組み合わせた、いわゆるコンバインド方式は検討するべきとの構成市町村の意見があるため、検討対象としております。

堆肥化につきましては、処理できるのは生ごみのみで、メタン発酵と同様に、別に中間処理施設を設置しなくてはならず、さらに製造される堆肥の安定的な供給先の確保、利用期間以外の貯蔵や臭気対策等が困難であると考えております。

固形燃料化につきましては、製造される固形燃料の安定的な供給先の確保や貯蔵管理が難しいという課題があり、さらに、塩素による装置の腐食等が懸念されます。

炭化につきましては、稼働実績が少なく、そのため製造できるプラントメーカーが限られ、製造した炭化物の需要が少ないと考えております。以上の理由から、除外する処理方式としております。

続きまして、資料5-2の2枚目をご覧ください。今後、検討対象とする処理方式についてご説明します。

処理方式は、ストーカ式、流動床式、ガス化溶融シャフト炉式、ガス化溶融流動床式、コンバインド方式の焼却とメタン発酵（乾式）の5方式としております。

ストーカ式につきましては、現施設で採用している方式であり、全国的にも多くの施設で採用されています。形状、材質、構造について技術の蓄積が多く、信頼性が高いことに加え、多数のプラントメーカーが建設することができるため、競争が働くことが考えられます。

流動床式につきましては、ごみの発熱量が低くても補助燃料なしで処理できることに加え、乾燥、燃焼、後燃焼の過程を短時間で行えるという特徴があります。また、汚泥と可燃ごみの混焼も可能で、ストーカ式に比べると設置面積を小さくできるという利点もあります。

ガス化溶融シャフト炉式につきましては、幅広いごみ質に対応できることと、他の処理方式と比べ最終処分量が少なくなるという特徴があります。また、メタルとスラグを回収することができ、ダイオキシン類の生成を抑えることに優れるという利点があります。

ガス化溶融流動床式につきましては、ごみの焼却熱のみで溶融でき、鉄とアルミを分離回収することができます。また、ガス化溶融シャフト炉式と同様に、ダイオキシン類の生成を抑えることに優れ、熱回収率も高めることができるという利点があります。

最後に、焼却とメタン発酵を組み合わせたコンバインド方式については、メタン発酵に適したごみは、バイオガスを回収してガス発電を行い、その他の燃やせるごみは、焼却処理によりエネルギー回収を行うというものです。単純に中間処理施設が2つになるわけですので、整備費が高くなると思われますが、環境政策の観点から採用されるケースもあり、現時点では検討対象にしたいと考えております。以上が今後も検討する処理方式の説明となります。

戻りまして、資料5-1の2ページ目をご覧ください。

「2. 検討対象とする処理方式の評価項目と配点」について、ご説明します。

廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるため、平成30年6月に閣議決定された、廃棄物処理施設整備計画の基本的理念と重点的な実施内容が、評価の基本となるものと考えております。

順にご説明いたしますが、一つ目は、基本原則に基づいた3Rの推進で市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進などが、実施内容として求められており、二つ目は、気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保で、廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進や災害対策の強化が、実施内容として求められております。三つ目は、地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備で、地域住民等の理解と協力の確保などが、実施内容として求められております。

当組合においては、この国の方針を踏まえ、評価項目の基本的な考え方を大きく3つに分類し、それぞれについて細分化した項目を定めていきたいと考えております。

安定性・安全性は、ごみを長期にわたって安定的に処理していくことに加え、事故や災害にも強く、施設の機能が維持されること。

経済性は、建設費や運転管理費のほか、収集から最終処分までのトータルコストが低減できること。

環境性は、排ガスや排水など環境負荷の低減やエネルギー回収などに優れた循環型社会の形成に寄与する施設であることとしております。

この分類から、さらに細かい項目を整理し、次回の会議で提案しご意見をいただきたいと考えております。

評価及び配点の基本的な考え方をご覧ください。

処理方式選定の評価及び配点に際しては、数量的な評価が可能な項目については定量評価とし、数量的な評価が困難な項目については定性評価といたします。

また、公平かつ客観的に評価を実施するため、他自治体での評価事例を参考に検討し、総合的に評価できる配点を行います。

この2つの考え方を基本とし、処理方式を評価し、配点していきたいと考えております。

なお、最新の情報及び技術（建設費や運転管理費、公害防止性能、エネルギー消費、物質及びエネルギー回収量等を想定）については、プラントメーカーから聴き取りを行い、その内容を反映させていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局からご説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見などございますか。

(B 委員)

規模が現行に比べて大型ごみが約半分に減り、焼却処理の規模もかなり小さくなるイメージがありますが、正確な推計に基づいているのか、妥当なのかとご説明いただきたいというのが一つ。

構成市町村の収集形態にバラつきがあるが、今堆肥化をしている町では敢えて堆肥化をやめてもらい、組合の指定に合わせてもらうのか。それから、構成市町村の収集区分、容器包装リサイクルのプラスチックの選別の程度についてわかる範囲で教えていただきたい。

(事務局)

規模につきましては、平成28年度に実施した委託事業の中の想定数字をたたき台としています。そこに平成31年度以降の加入市町村を加えると、さらに上がるであろうという推測のもと、230から260という数字の中で想定しています。

詳細な調査が必要と考えていますので、変動がある可能性はありますが、まずはこれをベースとして考えたいと思っています。

(B 委員)

今のやり方に対して、堆肥化しているところが特徴的だと思いますが、そのまま続けていくのか、全市町村一律にするのかどちらでしょうか。

(事務局)

組合としては一律にするつもりはありません。自治体により堆肥化できる場所は引き続き堆肥化したうえで、残りを焼却するものとして共同処理したいということであれば組合の施設で行うことは十分可能です。ただし、堆肥化施設の老朽化もあるので、更新費用を考えたときに更新してまで地元で堆肥化するのか、可燃ごみとして共同処理にするのかは自治体の判断になります。今やっている構成市町村と同じように、生ごみ等も可燃ごみとして共同処理したいという申し出があれば受けるという考えでおります。

それから、容器包装の実施については十勝管内19市町村、全て実施しています。ただし、19市町村のうち資源物の共同処理をしているのは8市町村です。北十勝は2町、池北は3町、南十勝は2町1地域がそれぞれ共同で処理をしています。プラの残渣が組合の残渣の率と比べるとどうなのか、どう処理をしているのかはまだつかめていないので、それを持ち込むのか持ち込まないのか、今後19市町村の検討会議の中で確認をしながら施設規模を決めます。

(D 委員)

想定される処理方式は、ストーカ式、流動床式、ガス化溶融シャフト炉、流動床炉、コンバインド方式ですが、処理残渣物のアウトプット、出てくるものが違うのに横並びで比べるのはおかしいと思います。

溶融というのは焼却灰を埋め立てせず再利用するために実施しています。コストで比較すると

ストーカ式、資源性では溶融スラグになると思います。それが同等になるような比較をしないと経済性、環境性を比べようがないと思います。一般的にはコストだけを考えると埋め立てが一番安価です。

組合がどういう基準で何をどう評価したいのかを提示していただかないと議論ができない。処分場の問題をどうとらえられているのかが重要です。

(事務局)

昨年度、19市町村の検討会議で話をしました。今回除外したのは検討の俎上には残らないだろうということで先に落とさせていただいたものです。

最終処分場も含めてトータルで考えて、新しい中間処理施設について考える。現施設の方式ありきではなく、どういうものが望まれるのか。これから30年40年使う施設をどう考えるべきか。最終処分場も含めて中間処理施設をどうとらえるべきか。どの程度の負担が掛かるのか。一定のコスト比較を含めてできないのかということが検討会議で議論があり、それを見比べたいというところがあります。

十勝において最終処分場を探すのは、本州地域に比べて易しい。

そうなる最終処分場を設けた方がコスト的に安くなるのではないかと一般的に言われているが、どれぐらいの差があるのか、メーカーからの聞き取りもしたうえで比較したいと考えております。

帯広市は、環境モデル都市として国の選定を受けてCO₂削減に努めているという看板を掲げている以上、できればCO₂の排出の少ない処理施設を求めたい。ただ、いろいろな技術があるので、CO₂削減はできるけど3割も4割もコストアップしてまで削減を求めないが、手法によりCO₂の削減量にも差異があるときに、どの程度負担が増えたらどれぐらいの効果が見込めるのか、できればそういったものを試算したうえでできる方式がないのかという議論が検討会議でありました。いくつかの処理方式を俎上に挙げてプラントメーカーからの聞き取りも行って比較できないかと考えています。

(D 委員)

最終処分場まで考えるとストーカ炉と流動床炉はプラス焼却灰、焼却残渣の埋立て。(ガス化溶融の)シャフト炉と流動床炉については、スラグの有効利用プラス飛灰の埋立てでいいということですか。

ストーカ炉とシャフト炉を単純に比較すると処分場の建設費、埋立費用が出ればその分シャフト炉はコストが軽減されるが、ランニングは上がる。

ストーカ炉でも同じレベルにするためには、主灰のセメント原料化プラス飛灰の埋立処分などを選択肢に入れないと、同等の並びではないので別の経費がかかる。そのコスト比較をしないと処理技術論としての比較にはならないと思います。

(C 委員)

旭川も処分場を先にスタートして、処分場の在り方を考えて、そのうえで焼却施設の検討をしています。今の議論と同じで、処分場をどのような状況で作るか、例えば屋根付き処分場にして

自治体に近い場所に作れて規模を小さくするから徹底的に破砕して焼却する。処分場とセットでなければならない。

溶融炉は室蘭市でもやっていますが、北海道の場合、スラグの利用が非常に難しい。スラグの利用在りきで検討するとかなり評価が高いですが、実際には処分場に仮置きしている量が非常に多い。理想論でやってしまうと、北海道でスラグを100%利用するのは難しい。

気になっているのは、これから加入する自治体が平成30から31年頃に殆ど埋立てが終了するので、処分場をどうするのかを考えるタイミングだと思います。各自治体の埋立処分場の終了のタイムスケジュールを出していただきたい。

(事務局)

来年度、4町加わり現在の9市町村から13市町村になります。残り6町が未加入という状態です。

資料については、現在未加入の町村も含めてどのような状況にあるのかある程度作れると思いますのでご提供できるよう作業したいと思います。

(D 委員)

C先生がおっしゃられたことを書くのはだめでしょうか。

この検討がスタートするときの前提があり書きにくいと思います。

シャフト炉メーカーは、スラグを引き取ると聞きました。買い取ると廃棄物ではなくなるので、再委託にあたらぬということだと思います。取り敢えずそれを書いていただきたい。

(事務局)

そこは書き込みの中で整理する対応でいいですか。

(座長)

座長のほうからよろしいですか。

資料2の3ページ目、フローに対比表が付いている。資料2の3ページ目の全てについて作っていただければ、残った中でこれが十勝に現実的だという資料になるのではないのでしょうか。それが出てくると非常にわかりやすく、各市町村の意見の形成につながる。

焼却施設規模は230t～260tですが、方式によって最終処分を持っていく大型不燃ごみの処理施設も変わってくる。資料の3ページ目のフローで最後の処理の流れまでを作ってください、それで環境に重きを置くのか、費用に重きを置くのかを判断する。まずは、そのように資料を作ってください。

フロー図がないとイメージがわからない。これを作れば各方式で新しいイメージが付くと非常に検討しやすい。

(C 委員)

収集のインプットをどうするかが非常に大きい。アウトプットは焼却のメーカーでそれぞれデータを持っておられる。自治体によって収集のバラツキがあるというお話でしたので、インプッ

トのフローは難しい。

(座長)

それは今の実績等で行うしかないと思います。

(B 委員)

原形のこのフローと何トン破碎が出てくるか、焼却の施設をシャフトに変えたらアウトプットはリサイクルに変更し、そのフローと大体の量だけ書ければ比較化ができるのではないのでしょうか。

あとは、建設と維持管理のコストの提示があれば出せます。これからの変化とか他市町村まで入れると難しくなるのでシンプルでいいと思います。

(C 委員)

資料にごみ処理基本計画の平成37年度までのデータがありますが、これと（本日配付の）資料の数字は合っていますか。

(事務局)

実績など数字が変わったところは直しています。

21、22ページは、現行の9市町村です。資料2の2ページ目の平成37年度の焼却処理、22ページの右上の平成37年度の焼却処理量とも60,036トンで合っています。平成38年度以降については推計です。

(D 委員)

20ページの資源ごみで、未加入町村が廃プラをどう分別しているかわかる資料が必要です。

(事務局)

そこまで確認をしていません。

(C 委員)

廃プラの回収を行っていないところもあるということですか。

(事務局)

容器包装プラの資源の収集は行っています。残渣の量はまだ調べていません。

(C 委員)

廃プラの回収は、全部やっていますか。

(事務局)

容器包装のプラについては行っています。

(D 委員)

その他プラと呼ばれているものですね。

(事務局)

製品プラについては、ほとんどの市町村で不燃物は収集。清水町は可燃。

ごみ処理基本計画の26ページに平成37年度のフローの全体図が載っていますが、処理方法が違ふとどう数字が変わるかというイメージの資料だとわかりやすいという趣旨でよろしかったでしょうか。現状このフローはストーカ。現行方式で平成37年度の推計をたてている。これをシャフトにすると焼却灰がスラグとメタルに分かれるので、それを数値として見られる資料は作れそうでしょうか。

(D 委員)

メーカーに出してもらえます。

(B 委員)

これに手を入れるのが一番簡単にできる方法です。後ろの部分が変わるだけですね。

(D 委員)

入りは同じでないとおかしいです。

(事務局)

入口が全部一緒に施設の内容により、燃やすもの、破碎、資源の行き先が多少変わり、処理後の行き方も数字が動きます。

(D 委員)

それにコストが載ると見やすいですが、そこまでやると大変でしょう。

(事務局)

多くの自治体で財政的な側面が配点として一番高いのが現状ですが、お金ありきではなく政策的に取組むものもある。その中で一定の考え方をもっていろいろな方式を書類上に載せ、それぞれにメリットデメリットがある中で総合的にこのような施設にして臨んでいきたいというような説明を望まれていると思います。

ある程度手間暇がかかりますが、そこを見える形にしてどのような検討をしてきたか、どのようなメリットデメリットがあるのかも踏まえて選定に臨んでいきたいというのが趣旨です。

(D 委員)

一つに絞りたいのでしょうか。

(事務局)

いろいろな考え方があってそれが一つなら理想ですが、これはもっと掘り下げたいという流れが生まれ、それが2方式、3方式であった場合、総合的な検討が必要です。

(D 委員)

最後は発注までに条件を提示する。金銭面ではシャフト炉は不利だが、比較要素の配点を高くする。今この議論では、早急に一つに絞らなくてもいいと思います。

(事務局)

結果的にそうなれば受け止めます。どの方式でもプラントメーカーはきちんとやっており、採用している自治体もあるので、そこは考え方だと思います。

(座長)

先程の入り口と出口までのフローを作ってください。

(D 委員)

5-1の2ページの「評価項目の考え方」。

敷地が狭いと適正な配置が出来ない事が考えられますが、土地がかなり広いので導入する技術による配置などの問題はないという理解でしょうか。

(事務局)

大丈夫です。今回2つに絞り込みを去年の検討会議でしましたが、土地面積その他で処理方式に制約を受けないように候補地を残すということです。

(C 委員)

資料5-1、年間発生量はどこの数字をベースに230から260トンにしているのですか。

(B 委員)

稼働日数を計算しているところがどこかにありましたよね。平成29年度の報告書、14ページにあります。私は、この数字は小さすぎるのではないかと思います。

(D 委員)

年間処理量を280日で割り、故障があるので余裕率0.96でさらに割る。

(C 委員)

260トンというのは、19市町村としてはB委員の仰るとおり足りないかもしれないですね。

(B 委員)

今の焼却処理施設が 330 トン、大型・不燃ごみ処理施設が 110 トン。人口とごみ量の推定だと全体から見ると半分なのでかなり小さくなっているというイメージを持っています。

(事務局)

補足をさせていただきますと、今、キャパが 330 トンですが、110 トンの 2 炉が通年、1 炉はローテーションという形で進めています。最大焼却量の 330 トンで稼働したことは年に数日です。

(B 委員)

今の 330 トンは大きすぎるということですね。

(事務局)

220 トンをベースに考えればいいかもしれません。

(D 委員)

それでは小さいです。ごみは減りますが、360 日稼働が 280 日稼働になっても処理できるということです。そんなには落ちないと思います。3 割減くらい。360 分の 80 日稼働日が減ってもいい。低負荷運転していませんか。110 t の炉を 95 t とかで燃やしていませんか。運転側は、1 炉が故障しても発電を止めなくてもいいので 2 炉運転を継続したいはずで、通常は 2 炉をキープしながら負荷を下げる。

人口に幅があり、ごみ量にも幅がある中、今回設定している規模がどのような位置づけなのかは検証したほうがいいと思います。

(座長)

次回までに各委員から出たことをまとめていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、協議事項(1)「処理方式の選定及び評価の考え方について」は、終わらせていただきます。

続きまして、協議事項(2)「建設候補地選定のための評価項目設定について」事務局からご説明をお願いします。

協議事項(2) 建設候補地選定のための評価項目設定について

(事務局)

資料 6 をご覧ください。

「1. 建設候補地の絞り込み経過」でございます。

建設候補地は、構成市町村からの提案と組合所有地について適性を検討し、右図にお示した帯広市内の 2 地区に絞り込んでおります。

候補地の概要は、中段の表のとおりですが、今後、詳細な調査を行い、平成 31 年度までに、

この2地区から建設候補地を決定したいと考えております。

「2. 今後の選定の進め方」といたしましては、用地造成費や道路整備延長など、これまで比較していない項目を含め、より詳細な検討を行い、本会議でいただいたご意見を踏まえて、検討会議で協議してまいります。

想定される評価項目につきましては、下段にお示ししておりますが、本議題につきましては、平成31年度に皆様からご意見をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(座長)

ありがとうございました。

ここでは、実質平成31年度の議題ですが、想定される評価項目は他にありませんかということに宜しいですか。

ご質問、ご意見などございますか。

(D委員)

ほぼ隣り合っている土地でどのような差が付くのでしょうか。何か理由があって、絞り込むために差をつけたいということでしょうか。

(事務局)

水に浸かる深さが違います。

(D委員)

地盤高が違うのですか。

(事務局)

浸水想定区域に若干の差があるということです。想定区域ですので幅があります。2m～2m50もしくは5mの部類に入っているところがあります。5m以上というところも入っています。

(D委員)

十勝川の氾濫ですよ。

(事務局)

大雨が降った時の浸水想定です。

(座長)

2番のほうは支流側なので、洪水域が変わってくる。

他の項目がなければ、予算をはじいて選ぶということになると思います。

この項目でよろしいですか。

では、協議事項(2)については、この項目で検討をお願いします。

続きまして、協議事項（３）環境保全目標の設定について事務局からご説明をお願いします。

協議事項（３）環境保全目標の設定について

（事務局）

資料7をご覧ください。

「1. 現行の法基準及び現施設の公害防止基準」ですが、昨年度の検討会議において、排ガスや焼却残渣を例として、現施設の公害防止基準や現行の法基準、道内の他施設の排ガス基準を確認したほか、周辺環境への環境負荷低減や住民の安全・安心の確保等を目的に、自主基準を設定している事例について、構成市町村内で情報を共有してきております。

「2. 他自治体の自主基準設定状況の調査」でございますが、新施設の公害防止基準についての検討の参考とするため、今後、他の自治体の自主基準設定状況を調査いたします。

排ガス、排水、騒音・振動、悪臭の各項目を調査する予定ですが、法基準よりも厳しい項目を設定している場合は、その理由等についても調査したいと考えております。

当組合としては、環境負荷の低減のみならず、新しい技術の動向を踏まえて、構成市町村の財政負担や費用対効果など、自主基準の必要性も含めた検討が必要であると考えております。

なお、本議題につきましては、建設候補地と同じく、平成31年度に皆様からご意見をいただきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

（座長）

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうからご説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見などございますか。

（B 委員）

先程この計画では、埋立ても含むようなイメージもあるということでした。

最近、溶融スラグ分離後に飛灰固化物を埋め立てた場合、浸出水処理の障害や、鉛が出始めるといったことが多数報告されています。また、原因については研究段階のところも多いですが、焼却灰の固化に用いられたキレートが最終処分場の水処理を阻害するといったことが起こっています。環境のことを考えるのならば処理物を埋めた後にどのような影響があるかという視点も持っていただきたいと思います。

（座長）

この件も事務局宜しく願います。

他に何かございますか。

（D 委員）

近隣住民の方と協定を結ぶことはありうるのでしょうか。道のアセスの審議会から指摘されることがあるのでしょうか。

今の施設は、法規制のとおり動かすと安いと思いますが、ここで議論する以外に制約があるのならば、数字を決めるのは得策ではないと思います。

(事務局)

現段階では、掘り下げて詳しく調査していかなければならない項目はないと考えています。必要な調査があるのかは、道とは直接そこまで話し合いを進めている段階ではないので、今はないものと考えています。

(D 委員)

アセスの審議会は、先生の特色が出ると聞きました。大気について意見のある先生がいると厳しい条件が付く。法規制ではなく、もう少し頑張りなさいというような話が出るのであれば、計画論よりも手続き論のほうが制約要件になってしまうのではないかと思います。それがあるという前提で考えると、この場でまとめた意見を出すのは微妙に感覚が違うのでお聞きしました。

稼働にあたり住民と協定を結ぶと住民からはもっと厳しい基準にしてくださいと往々にして言われる。そのようなことがあると別の要因で数字が決まります。

(事務局)

2つの候補地がほぼ同じ地域になりますが、この区域は廃棄物処理施設を集積していこうと考えており、農家もどんどんいなくなっている地域です。北海道との手続きは、コンサルの力も借りて現状を確認したうえでどのようなところに留意していくのかを改めて洗い出してお話ししたいと思います。

基本的に基準以上のものをここに求める必要はないのではないかと事務局としては考えています。

(C 委員)

ここを建てるときに、すでに同じような手続きをされて、その時の状況とは市街地の状況は変わっていますか。

(事務局)

変わっていません。当時、アセスで特に問題になったこともありません。

(B 委員)

私は、北海道庁の環境審議委員会の委員ですが、今まで焼却に関する案件は、私の任期中に1件もなく、類似した案件としては釧路の火力発電所が1件ありましたが、その時に大気に関しては逆転層とかそういった事象に関する評価について専門家からコメントがありました。

委員が一番重視するのは、周辺住民から何らかの意見が出たときです。住民が嫌がっていることがあった場合、議論が真剣になります。この地域において、そのような風潮があるかどうか大事な視点だと思います。

(座長)

私は、環境情報会議や総合評価委員をしていますので、評価の中で環境評価の話が出てきます。川の上流の方にいくと希少種も生息しており、自然環境団体からご意見をいただくこともあるかと思えます。

浸水域ということは川に近いということですから、なるべく水から遠いほうがアセスに関しても通るには有利だと思います。川辺の近くにあると生物層の生態が変わることもあるので、先程の項目の中で、環境に対する負荷ではないですが、そのようなことも入れるとこちら側にもプラスになるかと思えます。特に十勝は環境に対しては自然保護団体が結構意見を持っていることもあります。これを見る限りは問題にはならないと思えますが、注意しながら検討されればよいと思えます。

(C 委員)

ここは下水が来ていますか。排水した後は、排水処理施設で処理をして処理水を川に流すということになるのでしょうか。

(事務局)

下水は来ていません。くりりんも水処理を行い、川に流しています。新施設も同じようなやり方がとれるかどうかは今後検討しなければならないと思っています。

(D 委員)

排ガス処理が乾式処理ならプラント排水は全量場内で再利用できます。生活排水は合併浄化槽で処理して、河川放流することになると思えます。今は水処理をしたプラント排水を出していると思えますが、それを内部で再利用する技術はプラントメーカーの皆さんが持っていますので大丈夫だと思います。

(座長)

よろしいでしょうか。

これに関しては議題としては平成31年度ですし、項目の設定については事務局が他自治体の調査結果や各委員から出た意見を参考にして調べていただくことでよろしいでしょうか。

最後に、協議事項(4) その他ですが、皆さんから何かございますか。

これまでの議事において、追加したいことでもかまいません。

よろしいでしょうか。

6 閉会

(座長)

それでは、予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局のほうにお返しします。

(事務局)

座長、委員の皆様、本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉会いたします。